# (様式第１)

令和　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者住所

氏名・名称

代表者

**令和７年度温暖化対策促進事業費補助金**

**（トランジション・ファイナンス推進事業）**

**補助金交付申請書**

令和７年度温暖化対策促進事業費補助金（トランジション・ファイナンス推進事業）交付規程（令和７年６月１１日制定）第５条の規定に基づき、上記補助金の交付を下記のとおり申請します。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。また、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

記

１．対象となる資金調達者の名称

２．対象となるトランジション・ファイナンスの資金調達予定日

３．補助金申請理由（我が国への裨益がある点について記載）

４．補助事業の実施計画（開始及び完了予定日等について記載）

５．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金申請額

（１）補助事業に要する経費　　　　　　　　　　円

（２）補助金対象費用　　　　　　　　　　　　　円

（３）補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　円

（補助金対象費用の金額に対し補助率30％（交付規定に定める特定の新規事業者に対しては60％）、上限500万円。千円未満の端数切捨て）

＊この申請書には以下の書面を添付すること。

・トランジション・ファイナンス等に関するフレームワーク

・補助金対象費用及び補助金対象外費用の計算書及び計算根拠となる資料

・案件概要説明資料（様式第１－２）

・暴力団排除に関する誓約事項（別添）(応募者が地方公共団体等である場合を除く)

・組織概要（パンフレット、組織図等）

・定款（それに準ずるものを含む。）及び履歴事項全部証明書(応募者が地方公共団体等である場合を除く)

・その他参考資料

|  |
| --- |
| 担当者所属部署名：  担当者役職：  担当者氏名：  担当者TEL：  担当者FAX：  担当者E-Mail： |

（別添）

暴力団排除に関する誓約事項

当社は、下記事項について、令和７年度トランジション・ファイナンス推進事業に係る補助金申請書類（様式第１）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が補助金の採択の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）指定を受ける者として不適当な者

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）以下の不適当な行為をする者

1. 暴力的な要求行為を行う者
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
3. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
4. 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
5. その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３． 本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、本事業の担当官等へ報告を行います。

以上